

栗原市子育て応援医療費助成条例

平成17年4月1日

条例第147号

改正 平成17年9月15日条例第269号

平成20年3月7日条例第17号

平成21年6月30日条例第33号

平成23年3月3日条例第3号

平成24年6月26日条例第29号

平成25年6月25日条例第23号

(題名改称)

平成28年2月25日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(平21条例33・平25条例23・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、出生から18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者(民法(明治29年法律第89号)第753条の規定により成年に達したとみなされた者を除く。)をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

(平21条例33・平23条例3・平25条例23・平28条例16・一部改正)

(助成対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する保護者とする。

(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、市の住民基本台帳に記録されている子どもの保護者

(2) 就学、病気療養等の理由によりやむを得ず他の市町村に住所を有していると市長が認める子どもの保護者

(3) 他の市町村における地方単独医療費助成制度の助成の対象者とならない子どもの保護者

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に医療費を助成することが必要であると認める保護者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成の対象としない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者

(2) 栗原市心身障害者医療費の助成に関する条例(平成17年栗原市条例第164号)の規定により助成を受けた者

(平21条例33・平23条例3・平24条例29・平25条例23・平28条例16・一部改正)

(助成)

第4条 市は、子どもに係る医療費(入院時食事療養費を除く。以下同じ。)のうち国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第42条第1項又は規則で定める社会保険各法に定める一部負担金(法令の規定に基づく国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額並びに保険者等の負担による高額療養費、高額介護合算療養費及び付加給付の額がある場合は、その額(第13条において「医療給付額」という。)を控除するものとする。以下「一部負担金」という。)に相当する額を、当該助成対象者に助成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、栗原市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成17年栗原市条例第148号)の規定により助成を受けた子どもに係る助成の額は、前項の一部負担金から同条例の規定により助成される額を減じて得た額とし、当該助成対象者に助成するものとする。

3 前2項の規定は、助成対象者が子どもに係る医療費を支払った日から2年以内のものに限るものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、助成対象者が次条の規定により、受給資格の登録の申請をした日(やむを得ない理由により当該申請ができなかった場合において、その理由がやんだ後30日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により申請をすることができなくなった日)以後に受けた医療に係るものに限るものとする。

5 前各項に定めるもののほか、特に市長が必要と認めるときは、助成を行うことができるものとする。

(平20条例17・平21条例33・平23条例3・平25条例23・平28条例16・一部改正)

(受給資格の登録)

第5条 医療費の助成を受けようとする助成対象者は、あらかじめ規則で定める受給資格登録申請書(以下「登録申請書」という。)を市長に提出し、受給資格の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、登録した日以後において最初に到来する9月30日まで有効とする。

3 受給資格の登録を受けた助成対象者が当該登録の有効期間の満了後も、引き続き医療費の助成を受けようとするときは、規則で定める更新登録申請書(以下「更新申請書」という。)を市長に提出し、受給資格の更新の登録を受けなければならない。

4 市長は、第1項又は第3項の規定により助成対象者から提出された登録申請書又は更新申請書の審査の結果について当該助成対象者に通知するものとする。

(平28条例16・一部改正)

第6条 市長は、助成対象者から登録申請書又は更新申請書の提出を受けたときは、第4条第1項に定める一部負担金の額等の審査又は決定をするために必要な限度において、市が保有する公簿等により確認することができるものとする。

(平21条例33・全改、平25条例23・平28条例16・一部改正)

(受給者証の交付等)

第7条 市長は、第5条第1項又は第3項の規定により登録された助成対象者(以下「受給者」という。)に対し、受給者証を交付するものとする。

2 受給者は、登録申請書又は更新申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

3 受給者は、登録の有効期間終了又は転出等の理由により受給資格を喪失したときは、速やかに市長に規則で定める返納届を提出するとともに、受給者証を返納しなければならない。

(平28条例16・一部改正)

(受給者証の提示)

第8条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、被保険者証又は組合員証とともに受給者証を提示しなければならない。

(平20条例17・一部改正)

(助成の方法)

第9条 市は、第4条第1項に規定する助成を行う場合は、一部負担金を受給者に代わり、医療機関等の請求に基づき宮城県国民健康保険団体連合会を通じて当該医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が医療機関等で一部負担金を支払ったときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。ただし、死亡等の理由により受給者が申請することができないときは、受給者に代わって子どもを新たに監護する者又は市長が認める者が申請するものとする。

(平21条例33・平23条例3・平28条例16・一部改正)

(助成金の決定等)

第10条 市長は、前条第2項の規定により受給者から申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成すべき額を決定するとともに、規則に定める通知書により当該受給者に通知し、助成金を交付するものとする。

(平21条例33・一部改正)

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、子どもの療養の原因となった傷病が、第三者の行為によって生じ

たものであり、第三者から賠償又は補てんが行われたときは、その価額の限度において助成の全部又は一部を行わず、又は既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(平21条例33・平28条例16・一部改正)

(助成金の返還)

第13条 市長は、受給者が助成金を受給した後において当該助成金に係る医療給付額が増額されたときは、当該増額された額に相当する額を返還させるものとする。

2 市長は、偽りその他不正な行為により、この条例による助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(平21条例33・平25条例23・一部改正)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の築館町乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和59年築館町条例第11号)、若柳町乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年若柳町条例第21号)、栗駒町乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年栗駒町条例第23号)、高清水町乳幼児、児童および心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年高清水町条例第24号)、一迫町乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年一迫町条例第36号)、瀬峰町乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和58年瀬峰町条例第18号)、鶯沢町乳幼児及び心身障害者医療費助成に関する条例(昭和47年鶯沢町条例第28号)、金成町乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年金成町条例第20号)、志波姫町乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和59年志波姫町条例第8号)又は花山村乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和58年花山村条例第16号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月15日条例第269号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の栗原市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同時前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月7日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月30日条例第33号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の栗原市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月3日条例第3号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に受けた医療に係るものについて適用する。

（栗原市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 前項の規定による改正前の栗原市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の栗原市乳幼児医療費の助成に関する条例の相当規定によつてしたものとみなす。

附 則（平成24年6月26日条例第29号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年6月25日条例第23号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の栗原市子育て応援医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 この条例による受給資格の登録その他必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

（栗原市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正）

4 栗原市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（平成17年栗原市条例第148号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（栗原市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

5 栗原市心身障害者医療費の助成に関する条例（平成17年栗原市条例第164号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(栗原市子ども医療費の助成に関する条例の廃止)

6 栗原市子ども医療費の助成に関する条例 (平成 2 3 年栗原市条例第 3 号) は、廃止する。

附 則 (平成 2 8 年 2 月 2 5 日条例第 1 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の栗原市子育て応援医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例による受給資格の登録その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。